

嵐山町は子育て世帯を応援しています

あんしん子育て特別給付金

町では、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、出産子育て世帯の経済的な支援と子どもの健やかな成長を支援するため、国の特別定額給付金の給付対象とならない令和2年4月28日以降に生まれたお子さんを対象に10万円を支給します。

支給額

対象児1人につき10万円

申請期限

令和3年4月14日(水)

対象者

令和2年4月28日から令和3年3月31日までの間に出生し、その後3年以上引き続き嵐山町の住民となる予定の方(外国人や転入者を含む)。

申請について

- ・出生届等の提出時に申請のご案内をします。
- ・既に出生届を提出された方は町から申請書を送付しました。

【申請に必要なもの】

- ・申請者の方の本人確認書類の写し(運転免許証等)
- ・申請者の方の通帳等の写し

申請先・問合せ 地域支援課 ☎62-2152

学校給食臨時支援事業

コロナ禍における子育て支援を推進し、児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学校給食費の一部を補助します。

対象者

次の全ての項目を満たしている方

- (1) 町内に住所がある。
- (2) 小・中学校に在籍する2人以上の児童生徒を養育し、そのうち2人目以降の児童生徒が嵐山町立の学校に通学している。
- (3) 嵐山町の学校給食費を滞納していない。
- (4) 生活保護や就学援助等他の公的扶助制度により学校給食費に相当する額の支給を受けていない。

補助金の額

保護者が実際に負担した、児童生徒のうち2人目以降の嵐山町学校給食費の2分の1相当額
※10月から3月までの6か月分が対象

小学生 12,900円

中学生 15,000円

申請手続等

- (1) 申請期限 令和3年2月26日(金)まで ※必ず申請が必要です。
- (2) 申請先 教育委員会事務局

申請書は、教育委員会事務局に備え付け、または町ホームページよりダウンロードしてください。



注意事項

- (1) 対象となる児童生徒がいる場合においても、月々の給食費は全額支払う必要があります。
- (2) 審査の関係上、給食費の支払い状況は、3月15日までの支払い分で確認します。

問合せ 教育委員会事務局 ☎62-0823

ひとり親世帯臨時特別給付金

対象者

令和2年6月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっており、児童扶養手当の支給要件に該当しているお子さんを監護等している方(平成14年4月1日以降に生まれたお子さんが対象)。

給付額 一世帯 5万円、第2子以降1人につき3万円

申請期限 令和3年2月26日(金)

申請様式 埼玉県ホームページからダウンロードしてください。

申請先 子育て支援課

問合せ 厚生労働省ひとり親世帯臨時特別給付金コールセンター
☎0120-400-903 (平日9時~18時)

難病患者見舞金

対象者

町に引き続き1年以上住民登録がある方で、保健所で特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証を交付されている方(障害者支援施設等に入所されている方、特別障害者手当、在宅重度心身障害者手当等を受給されている方は支給対象外)。

見舞金額 年額5,000円

申請期限 令和3年2月26日(金)

【申請に必要なもの】

- ・特定疾患等医療受給者証の写し
- ・印鑑
- ・通帳等(振込先口座番号等が分かるもの)

申請先 健康いきいき課

申請書は健康いきいき課に備え付け、または町ホームページよりダウンロードしてください。

問合せ 健康いきいき課 ☎62-0716